

1 議事日程(第3号)

(令和4年第8回久山町議会12月定例会)

令和4年12月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 事件の訂正の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊	2番 久芳正司
3番 阿部哲	4番 本田光
5番 末松裕	6番 阿部恒久
7番 山野久生	8番 荒巻時雄
9番 佐伯勝宣	10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番 阿部恒久	7番 山野久生
---------	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長 西村勝	副町長 佐伯久雄
教育長 安部正俊	経営デザイン課長 中原三千代
会計管理者 佐々木信一	上下水道課長 久芳義則
福祉課長 稲永みき	都市整備課長 大嶋昌広
税務課長 川上克彦	総務課長 久芳浩二
町民生活課長 井上英貴	産業振興課長 横山正利
教育課長 江上智恵	健康課長 亀井玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 小森政彦	議会事務局書記 城戸貞人
-------------	--------------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

3番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） おはようございます。

今回、私は3問の質問をいたします。

地域活性化ゾーンである原山石切地区開発の地区計画設定について、次に草場住宅開発の桜の丘地域周辺の住環境整備について、3番目に自然豊かな田園風景のある町としての農地保全について質問いたします。

まず、1問目であります。地域活性化ゾーンである原山石切地区開発の地区計画設定について。

原山石切地区開発につきましては、久山町にとって企業誘致箇所の原工業団地、赤坂工業団地、登り尾工業団地に次ぐ久山町で四つ目の工業団地と考え、財産確保を大きく期待できる開発箇所であることを認識しております。そして、原山地区につきましては、40年ほどの懸案事項で、地権者も世代交代されている現状でございます。当時、昭和63年12月議会へ、原山地区かんきつ組合から請願が出されました。請願趣旨は、農産物の自由化問題等からのミカンの生産調整による廃園等のため、農家資産活用による所得確保として、原山一帯を町の主導による転用開発に関するものでございました。これは、議会で採択されました。当時の町長も、それに基づいて開発計画を進めてこられた経緯がございます。

前回9月議会での一般質問では、原山石切開発は令和13年度、藤河～猪野線の道路改良工事完成後になると説明されましたが、令和2年3月に地域活性化ゾーン土地利用方針が策定されておりますので、まずはSDGs型健康産業モデル団地として、県と全体を都市計画法による区域全体地区計画設定を進めてはどうかと質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） では、地域活性化ゾーンについてのご質問ですが、まずこの阿部議員からいただいた質問の内容の中で、9月の一般質問において、阿部議員の原山石切地区開発が令和13年度以降となればという質問に対し、会議録を確認いたしました。私は、原山石切地区全体であれば、当然そういう年数になると思いますが、石切長浦地区を最初に進めていきたいと思っていますとお答えし、その前段として、調査研究を民間企業等も含めて考えており、道路完成前にその交渉が固まれば、併せてやっていきたいというお答えをさせていただいたというのを、確認事項として先に回答させていただきたいと思います。

地域活性化ゾーンにつきましては、よりよい土地を有効的に使う、確かに阿部議員が言われるように、本町にとっては貴重な財産だというのは認識しております。事業可能性等調査研究は、現在も企業等と進めております。実際に県との協議というタイミングになってきますが、まだまだ今事業可能性等を調査しながら、土地利用の方針についても具体性をいかに持っていけるかという段階になっていきますので、その方向性が見えた時点で、地区計画等の都市計画に関する協議も進めるべきではないかというふうに判断しています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今町長が言われましたように、まずは道路改良が終わりまして、石切地区の方を先にするという方向でありました。そういうことでありますので、13年まででなく、部分的に体験緑地ゾーンでのフォレストアドベンチャーなど、企業誘致ができる方向、またオリーブ園側の健康産業拠点ゾーンなどを先に、具体的な地区整備計画を定めて協議することはできないかということで、先に全体的なものの地区計画を協議しまして、そして具体的なものが部分的にできないかということで、町長の方は道路ができて、大きな企業誘致ができる石切の方を先にするという説明でございましたが、実際に地形的にも見て、三岳の山がございます。それで、原山地区と地形的にも一緒にするということは実際できませんし、この土地利用計画の中でもそれを考えられて、体験型の形になったんじゃないかなと思うとですよ。ですから、逆に道路ができて石切の方は進められる、当然進入道路がないとできませんので、先に原山側をする方向を考えてほしいということで、前段申し上げました昭和63年12月議会で請願が出されております。そういうことで、原山地区が今までずっと来ておるわけです。

ここで、あえてこういうことを申し上げましたのは、時代が40年も過ぎていきますと、どんどん若い職員の方も、何で原山がという話が今出てきているんじゃないかなと思うとですよ。ですから、そういう形で40年からずっと、いろんな形でゴルフ場とか、いろいろなことで計画をされておりましたけれども、なかなかそれが実現できない形で今現在に

なっておるわけです。そういうことも知っておいていただきたいし、また今回挙げておりますのは、そういうことで石切の方を先にすると、原山の方はまた遅くなるということではなくて、先にできる方を何とかできないかということで、全体的なものを地区計画という形で区域を協議されまして、それぞれに具体的なものが決まったところの地区整備計画で、そこを着工していく、また進めていくという形が、県との協議が、その辺の協議ができないものかということでお尋ねしようところでございます。再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、一番事業をやっていく上では、石切長浦地区というのが町にとっては一番可能性が高い、早く着工できる場所だというふうに判断しています。当然、その内容等につきましても、具体性がないとなかなか県には話ができない、協議もなかなか絵に描いた餅になってしまいますので、そういうことも踏まえて考えています。

今の原山地区の経緯というのは、当然私も理解しております。ですから、当然その辺も含めた上での土地利用については、まずは長浦地区等の開発を中心に考えて、今後どういうふうにしていくかというのを併せて県と協議をしていきたいというのは私も考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長が今言われましたように、石切地区・長浦の方を先にすると。するためには道路改良は進めないかんし、また排水路である小河内川の流路工工事が一緒に、セットになってそれが完成しないとできない状況であります。ですから、現実にならぬ方を県と協議する流路工の協議、あくまでも流路工は県事業でございますので、そして、道路改良は町の工事ですから、町の方の補助金、交付金の要望等をしていただきたいと思うわけですが、そういうことを並行して、そういうことで全体がこういう構想でありますから、道路改良の交付金をつけてください、流路工の県工事を進めてくださいという形が見えていけばまだいいんですけど、そしてまたそれが9年後の話でございます。ですから、9年後で、そしてまた原山がその9年の後になるということではなくて、並行にして進めていけるような形。ですから、原山の方につきましては、藤河～猪野線の道路改良とか流路工の関係には出てきませんからですね。そういうこともありますから、分離して誘致ができるような体制づくりをするために、全体を地区計画の線引きをして、そして具体的な話が決まったところの整備計画という形で進められることが、県と協議できないかということでお話ししています。ですから、オリーブ園側の開発の予定地におきましても、町長の方は両方一緒に考えていますということでありましたけれども、オリー

ブ園側の方も分離して考えて、草場の住宅等の整備も出てきます、隣接しておりますので。そういうことが、できるだけ分離して、少しでも、一年でも早く進めていただいて、財源確保にもつながっていくんじゃないかと思うわけです。その辺を再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、石切長浦地区については、当然具体性が固まり次第、一番最短でやっていくということで考えています。今後、その小河内川も全て含めて、この石切長浦地区を中心にこういうふうなことが動き出していますと。そして、土地利用としては全体的にこういうふうなことを考えていますというのを含めた上で、その段階では小河内川にしる道路の件にしる、また地区計画の件にしる、同時に進めていかなきゃいけないと思っています。

それで、今草場の地区のオリーブ園の方につきましても、その利用と一緒に、一体的に事業計画が石切長浦地区とできれば、当然それを進めていくというので進めています。ただ、逆に事業的に一番最短スピードで行けるのであれば、その地域を工程上はまた後に回すかもしれません。ただ、一番大事なのは、まず着工できる石切長浦地区を具体性を持って進めていくことをきっかけにしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） その辺が、私の方は少しでも進めてもらいたいというのが、実際にオレンジの自由化等が平成3年（1991年）になっとうわけですね。そして、平成10年（1998年）に猪野ダムが完成して、そのときに埋め立てがあった石切の方なんですよね。ですから、早くから原山関係の方は転用してほしいということで、そしてそれに合わせて町の方も動いてきた経緯もあるわけですね。そしてまた、実際に企業誘致の形態も、企業そのものの形が石切地区と原山地区の形は違うと思うとですよ、内容がですね。同じではないと思います。ですから、その辺が分離して、全体的なものがある程度、環境に対するいろんなことでの企業誘致ということで石切地区が入られる、その説明と併せて、全体の分を都市計画課と協議して、全体の区域だけは先に決めてしまうということとはできないのですかね。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今まで、いろいろな関係でゾーン設定というのは、当然都市計画のマスタープランで地域活性化ゾーンと位置付けしていますので、まずは都市計画としての町の方向性というのは示しています。ただ、ここから先はある程度具体性がないと、なか

なか県との協議はできないというのが現状です。ですから、私としても一番大事なのは、どういう事業形態で、どういうことを今具体的にこういう土地利用をやっていく、こういうものを建てていくんだということを、基本的に核となるものがまず確定しなければ、県との協議というのにはできないというのが現状だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長が言われる核となるというのが、ある程度企業が決まらないとできないということではなくて、こういう職種、こういう関係等の工業団地を考えていますという形ではできないんですかね。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、担保性がないものを地区計画で立てていくということは、これは住宅っていうのも同じようにできないんですね。集落地域整備法とは違いますので、ある程度そこに網をかけるということは、いずれそこに企業がしっかり来て、開発ができますということがなければ、地区整備計画は立てられないというのが基本だと思います。そのためには、ある程度具体性をしっかり持っていかなければ、県との協議によって地区計画をかけていく事務協議もなかなか難しいというのが現状だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） ここでそのまま議論しても進みませんが、現状の説明等の次の質問に入ります。

今現在、いろいろな形で、町長もおっしゃられましたが、そういう現状的なものがこういうことをございますということの説明、またこれからどういう形で進めていくかということの、地権者会でもどうなっているか、このままずっと何もないと、今の現状はそういうことをございます。

そういうことをございますので、町の方から今の現状の説明、そして今後の進め方等、いろいろなことで説明をしていただく必要があるんじゃないかなろうかと思いますが、地権者への説明はされるのかどうか、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私も、当然地権者会の方には土地利用の方針、もしくはこういうふうな形で進めていきますというのは、確定しない段階にしても、県と協議ができる段階が来た場合には、地権者の方にお話をする。当然議会に話した上で、地権者の方にお話ししたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、そういう業者、企業が決まった段階とか、そういうことでいきますと、令和13年度の道路改良完成後ですから、9年後、その間は何もないという形に、逆になるわけですね、考え方でいきますと。ですから、今の状況の説明は当然必要じゃなからうか。そういうことで、今こういうことで企業等の誘致とか、いろいろなことで動いていますとか、それから考え方的には土地利用構想はこういうこと考え方で進めていますと。また、こういう企業を探しています、そういうこと説明で、今後の大体の日程等、また進め方、道路改良の進め方、流路工の進め方、いろいろなものの中で、最終的にいつの大体予定で考えているとか、いろいろなものが、町としての考えがあろうと思うとですよ。その辺を、今の町長の説明からいきますと、ある程度企業が決まって、話せる状態になったらしますということしていきますと、大体9年後ぐらいになるとですよ、話は。その間の中で、地権者は何も、今何が起きているんだということになろうかと思うとですよ。その辺を含めて、経過的なものの説明、現状の説明、そして今後の進め方、そういうことで、逐次、また変更になりましたらまたお知らせしますとかということが必要ではなからうかと思えます。再度町長のお考えをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 企業が決まった段階でお話しするというつもりはありません。ただ、ある程度の責任もありますので、こういう方針だったら、地権者の方に、今の段階ではお話しができる、これでいけば今後変更があるかもしれませんが、こういうことを具体的に進めていく。具体的に進めていく実現性はどこにあるのかということころまでは、大体概要で、できれば私は地権者の皆さんに対して、その説明をするという責任を果たせるんじゃないかと思っています。これが9年間、当然そういうふうなことが、話がないなんていうことがあった時点で、この事業としては成り立たないと思いますので、当然今の考えで適時、その辺がはっきりした時点で、地権者の皆さんには報告ができるように努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 早急にそういうことで地権者の方にも、こういうことで考えていますので、しばらくお待ちくださいとか、そういうことの中で今後進めていただきたいと思えます。

今回のこの質問につきましては、何で原山の開発を今ずっとしてきておるかということ

をまずは知っておっていただきたいということで、ここであえて挙げておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

草場住宅開発の桜の丘地域周辺の住環境整備について。

小高い山や草場池など、光、緑、水とバランスの良い自然の中で、自然環境と調和したきれいな街並みを実現し、地域の円滑なコミュニティを育むまちづくりを基本理念としまして住宅建設が進みまして、今現在70戸が完成し、すでに大半の方が入居されています。これは、今回の住宅計画がこれで完了したことなく、草場全地域のまちづくりの起爆剤的なものと私は考えております。ですから、今後的に周辺の整備も進めていただきまして、草場地区全体のまちづくりという形で考えていただきたいと思います。

それにつきまして、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、まだまだ草場地区につきましては、新幹線のガードを越えた後、そのメインである入り口等の部分につきましては、現在も地区計画を図っているわけでもありませんので、当然そういう場所につきましては、またそういう可能性がある場所については、住宅促進というのは進めなければいけないと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 先に次の質問の方にも入ってこられましたので、まずは私は全体的な、草場全体がどげな考えかということをお尋ねしとって、後は具体的な質問ということで考えておりましたが、今町長はここしか考えとらんということですか。再度お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 基本的には、ここしかというよりも、具体的なイメージとして今話させていただいています。当然、まだ宅地として開発できる、当然町が持っていない土地というのがほとんどですので、当然そういうところで事業としてやっていけるようにするためにどうしたらいいかというのは考えていかなきゃいけないと思っています。草場地区全体のことを考えたときに、ああいう優良な住宅を造っていく場合に、資材置場が増えたりとか、そういうふうにはならないように努めなければいけないと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 次に具体的な質問に入っていきたいと思います。

そういうことで、まずは先ほども町長が答えられましたけれど、新幹線からの玄関口としての景観および土地利用の考え方はどうかということで、今町長の方が住宅的なものとか、そういう線引きを考えるとということでございますので、これはそういう回答で分かりました。

③番目に入ります。

草場池周辺の公園整備および堤防管理についての考え、どう考えてあるかということで挙げておりますが、せっかく自然環境の中でのまちづくりということでの今回の住宅でございます。しかしながら、実際は草場池周辺の堤防から全体が草ぼうぼうであります。また、住宅側に面しております堤防につきましても、結構草も生えております。それから、今現在集会所側からの竹が堤防の方にだいぶ侵入してきております。ですから、堤防につきましても、竹を早く除去しておかないと、後々堤防管理も困る状況もございます。そういう感じで、今後の公園整備および堤防管理についての考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問ですが、この公園整備というのは、草場池周辺の公園整備ということで、児童遊園じゃなく、池のですね。

（3番阿部 哲君「そうです」と呼ぶ）

分かりました。

草場地区の開発事業において、その公園と遊歩道というのは、具体的な整備計画が今のところないというのが現状です。今後、そういう住宅開発に伴い、考えていかなければいけない部分は考えていかなきゃいけないかなとは思っています。

それで、管理については、堤防の草刈りを担当課において年2回行っています。外周道路につきましても、上下水道課が草場池周辺を刈っています。ただ、議員がおっしゃるとおり、それでも足りていない場所等がありますので、そういう団地につきましても、町だけじゃなくて、地域とも連携しながら、管理をしっかりやっていきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今現在、草場池の周辺が草ぼうぼうの状況でございます。今町長が言われましたように、担当の産業振興課の方で池の管理、上水道の方で浄水場周辺の整備とか、いろいろなことが出てこうと思うとです。それから、公園的には都市整備課ということで、いろいろな分野的なものの整備が出てこうと思うとですけど、一番今危惧しているのは、住宅で販売されて、フェンスで大体境界がされていますけれども、それと池の間、町有地が残ってるわけですけどね。こういうのの管理を最終的には、じゃあどこがするの

かと。公園でもないし、あれは普通財産にもなるのかなと思うし、そういうことも含めて、管理をある程度徹底して、どこがするのかということをはっきりして、計画的にですね。私は、きちっとした公園を造ってくださいということではなくて、自然環境の中で最低限の管理はしてほしいと思うわけです。

それから、もう一点は、草場池が自然環境の中にあるということで、手前側の住宅開発をした方は、ある程度見栄えがよく伐採はされるんですけども、対岸がいよいよ生い茂ってきております。将来的には、対岸の方の住宅整備等も出てこうかと思うんですけども、これにつきましては町ではなくて、どこかの企業か何かを入れてもらうかということも出てこうかと思うとですよ。そういうことで、草場池周辺だけでも管理は必要じゃなかろうかと思えます。これは、すぐさあではなくて、計画的にそういうことを少しでもしていくことが必要ではなかろうかと思えます。それにつきまして、再度回答をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 草場池周辺につきましては、当然町の方でしっかり管理をしていかなきゃいけないと思うんですが、議員のご指摘というのは何かというと、私の捉え方としては、住宅を開発して、そこで終わりじゃなく、今後まちづくりを考えた観点でそれをしっかり管理、住宅販売だけじゃなく、地区計画も含めた上での整備環境、それも含めた上で次のステップを考えたらどうかというふうに捉えておりますので、そこは考えていきたいと思えます。どういうふうな、管理も含めてやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長が言われる、全くそのとおりでございます。そういうことで、多くのお金をすぐかけなさいということではなくて、計画的に少しずつでも、それに近づく形をしていただきたいと思っております。

④番目に入ります。

優良住宅地に普通電線電柱と高圧電線電柱が道路に並行して今立っておる状況でございます。これにつきまして、大体考え方は少しでも電柱をなくしていこうという今の風潮の中で、せっかくの優良住宅の中で両方の道路に電柱が林立していると、乱立しているという状況でございます。ですから、この高圧電線につきましては、災害時のために、どこからでも電気が来る体制を取るために、ループという形で古賀の方から全体が回ってきとうということは聞いておりますが、しかし、道路管理として両方に建てさせる必要はなく、1本にして共架にして、1本でも少なくしていくのが普通じゃなかろうかと思うとです

よ。実際、そういうことである程度お願いしまして、途中レイクウッドのところから共架になっております。黒河、藤河、ずっと全部共架でございます。今両方に立つとるのは、この草場住宅地のところだけです。ですから、早くこれを共架にしてもらおうということで進めてもらいたいと思っておるわけです。これにつきまして、今の状況をお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この件につきまして、現在の進捗状況等も含めて、都市整備課長の方からご報告させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） ご質問の町道藤河～猪野線にある電柱、電線の共架については、送電用の電柱に供給用の電線を共架できるかどうか、九州電力送配電株式会社と現在協議中であります。普通電線と高圧電線それぞれ違う目的で設置しているため、共架するには技術的に、あるいは費用的に高額になってくるため難しいというところで、今現在協議が止まっているという状況でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 実際にこの高圧電線、電柱が立っておるときに、私も役場の方に、何でか、共架にできないのかということで話をしました。すると、九電に問い合わせてもらったら、普通電線の担当と、それから高圧電線の担当が違って、その辺の連絡ができなくて申し訳なかったという話やったです。ですから、先にそういうことをしてもらって、高額にかかるということはおかかるとはかかるとはしょうけども、そういうところの手落ち的なものとか、実際に占用の申請が道路に来られるときに、そこまで考えて、同じ九電でございますので、まずは建てさせるかどうかの問題から含めて、検討する必要があったんじゃないかなと思うんですよ。今、何であそこに来るとかというのは、当初は中学校前の道路に予定されとったとすもんね。ですから、あれは町の真ん中に来てもらったら困るということで、赤坂の方に回ってきて、草場の方に来とうとです。ですから、そういう問題もありますし、全体的なものの考え方、占用の許可を出されるときに、そういうことも含めて。ですから、その後はすぐ、レイクウッドから先は全部共架になつとうすもんね。ですから、そういうことも反省の意味で、そして改めて九電の方にそういう手続き的なもの、金額はかかってもですね。かかるというのは、九電の方にお願ひせないかんしですね。町がその分出すわけでもないからですね。そういう形で、再度進めていただきたいと思います。再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、草場住宅の分につきまして、再度引き続き協議を続けたいと私は思っています。一番大切なところという観点で、この住宅開発のときの分につきまして、今後の参考というか、反映しなきゃいけないのは、そこに住むという方々のことを考えた場合に、一番望ましい姿が何かということを考えながらやることだと思います。当然、それを今後の住宅開発等には反映していかなくちゃいけない。その観点を職員が持っていくというのが一番大事だと思いますので、それに気をつけていきたいなと思っています。

ただ一方で、九州電力自体の電気というのも私たちも使っておりますので、そこで、どこで折り合っていくかというのもしっかりやっていかなくちゃいけないと思っていますが、まずは町民にとって一番いい形を私たちが考えていくということをやりたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで、よろしく願いいたします。

次の周辺の既存住宅において空き家が多く点在し、一部は老朽化も見られます。実際に個人情報関係から所有者が分からない、また進入道路が民有地で、改築や建て替えができないなどの問題、また棟続きの片側が老朽化し、空き家などの問題など、いろいろな形で草場の中で問題がっております。そういう中で、実際に空き家の調査および今後そこをどういう形で住環境整備を進めていくかということをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 前日の一般質問の中で、他の議員さんのときに空き家調査の件につきましてはご説明しましたが、なかなか空き家調査をやったとしても、その調査をいかに利用に生かせるかという観点がなければ、費用だけかかってしまうという問題がありますので、ただ一方で草場地区の場合、正直数えて確認ができますので、件数等は把握をしています。下の桜の丘の地区につきましては、大体今現在7件ぐらいあるだろうと。草場の上の方ですね、1、2組のところへ行くと、実際に今5件ほどあるというのは、件数的に把握はしています。

問題は、実際にこの草場住宅の場合に難しいのは、長屋であることと。そういうことを含めた上では、個別の対応がここは要るのかなと私は思っています。現在、実際空き家があった所を隣の方が買われているとかということもありますので、そういうことをまず促進していくということが大事かなと、この草場地区については考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長の方は大体調査して、把握しておるということでございますが、実際にその把握した次の段階ですね。道路が民有地で建て替えができないとか、いろいろなことございますので、全体的なものの住環境整備という形で、不動産、企業を入れたような形で、その一帯をどういう形で整備していくかとか、道路をどう整備するかとか、いろいろなことの具体的なものの計画を少しずつでもしていただきたいと思っております。その辺につきまして質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、実際に町の方に空き家の相談があったときに、何件か草場の空き家というのをご紹介した件もあります。そこで、下水道の問題とか、いろいろな問題で貸すことには至らなかったというのがあるんですが、そういうことも含めて、これは全体の空き家の方針をしていく上での仕組みづくりをやらなければ、この草場地区も進まないと思っておりますので、空き家については重点課題として、前を向く空き家の利用というのを私も考えています。それは、空いているから、逆に何とか埋めなきゃいけないじゃなくて、空き家を借りたいという人にいかに借りてもらえるか。こういうまちづくりをしているので、今空き家でもいいから久山町に住みたいという人をいかにつかまえていくかというための空き家づくりをやっていくためには、ただ場所を貸すだけじゃなくて、そういうコンセプトとか仕組みをしっかりとやっていかなきゃいけないと思っておりますので、そちらについては早急な課題として取り組んでいくというふうに思っておりますので、その中でこの住宅等についても問題として挙げていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今町長が言われましたのは、普通の空き家とか、そういうことでは、そういうことの進め方ができるんじゃないかなと思うとですよ。実際、草場地区の中におきますと、実際に空き家をそのまま借りられるという状況にはなかなか、何件かはあろうかとは思いますが、ですけれども、大半が借りられない状況なんですよ。実際に棟続きであって、なかなか自分の思うように改良もできない。そういう中での借りられない、貸せない、いろいろなこと。そしてまた、実際に老朽化しておりますので、その復旧的なものも難しいと。いろいろなことでもあるし、もう一点は道路が狭いから、緊急自動車、救急車、消防車も今現在入れないところもあるんですよ。ですから、今後の住環境整備の中では、町が中に入って、ある程度不動産業者を協議して入れたり、いろいろなことの中で、根本的なものの環境整備に努めていく必要が草場的にはあるんじゃないかなと思う

かと思うとですよ。その辺を町長の方に一遍にしてくれということではなくて、少しずつでもそういう体制的なものとか、そういう考え方になってきたときに、どう整備するかということの考え方等で検討してもらいたいと思うわけです。再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際、草場の空き家の状況というのは、私なりによく分かっているつもりです。その集落等で育ちましたので、実際に家が、どの方が住んであって、どういう形で今おられないかというのは一番よく分かっています。

ただ問題は、この空き家対策というのは、実は久山町というのは進んでいないようで、意外と進んでいると思います。それはなぜかという、この町に来た人たちがつながって行って、それを紹介することによって、それぞれが望んでいる個別の住宅に合わせていると。だから、草場住宅の場合も、そういう場所でもいいから私が作業場として使いたいからとか、そういう話もあるんですよね。それで、私の経験、今やっている感覚からいくと、こういう問題というのは個別に、まずはそのケースケースを対応していくことが一番遠いようで早いと思っています。その場合に駄目なところは、今言われてあるような道路が狭いとか、こういうところはまた別として考えなきゃいけないと思っています。だから、それはケース・バイ・ケースでやっていかなきゃいけないと思いますので、そこについては私もそういう方針で進めるつもりでいます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 全体的に草場のいろいろなことでの問題点がまだまだたくさんあると思うとですよ。ですから、それを重点的にお金をつけて、してくれということではなくて、少しずつでも住環境整備をしていくという形の方向を、目に見える形で進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3問目に入ります。

自然豊かな田園風景のある町としての農地保全について。

次世代の就労者育成・確保に向けた取り組みや、CO₂の吸収量を上げる取り組みとして、早生桐の植樹や綿花栽培など、農業振興事業を進められている。これは本当に大切なことであり、どんどん進めてほしいと考えますが、しかし同じようにすぐ必要なことは、資材置場や駐車場への転用や耕作放棄地の発生防止だと考えますが、その対策について町長は何かお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 耕作放棄地、農地等、一番発生しないためには、その農地を担ってく

れる人をつくっていくというのが大事なんだろうと思います。ただ、実際なかなか収益も上がらないため、難しい。資材置場でもいいから借りていただきたいということで、そういうのが進んでいると。町に対するニーズが高くなればなるほど、この問題が起こってきているというのが今の状況で、私も課題として捉えております。

そのためには、まず農業面としては、実際なぜCO2の吸収量というのをやっているかということ、一方でデジタルを活用することにより労務を減らせる、この労務を減らすことによって、就業者も幅広く確保していけるだろうと。そういうふうになっていくと、今まで長年のノウハウで得てきた経験を数字として、デジタルとして学ぶことにより、収穫量が上がっていくと。これに対して町が、もし成果があるんだったら、新しく支援という形も取れるだろうと思っています。こういう農業の新しい育成と、今現在は米の町独自で需給調整推進事業補助金や、高収益作物生産支援事業補助金等に加え、このたび現在の肥料の価格高騰に少しでも支援となればということで、こういうことを議会で承認を得てやっている段階です。

ただ、一方で耕作放棄地、要するに資材置場になっていくものというのは、都市計画との関係もしっかり考えていかなければいけないかなと思っています。それを農地だけで守っていくということが本当にできる土地なのか、それを放っておくと、ただ資材置場になっていくだけじゃないかと。だから、この両面はやっていかなければいけないなと思っています。ただ、タイムリーに、今のところすぐ農業者に対して何らかの支援金をするのが長く持続的に続くのかどうかというのも考えなきゃいけないと思っていますので、その面も含めて今後検討をさせていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） タイムリーの、すぐ何らかの形の対策をとということで、何年もこの話が続いて、実際に具体的に何も今できない状況なんですよね。ですから、私は一つの案としましては、町内の一定地域を指定しまして、その地主さんの協力等もお願いせないかなと思いますけれども、山の裾野に春は菜の花やレンゲソウ、夏、秋はヒマワリやコスモスなどを植えてもらう。そのためには、トラクターで年何回か起こしてもらわなければならないけれども、それを全体的なものでシルバーさんに田起こしだけをお願いできるのか、別にそれだけをしてもらえる人がおるか、それは分かりませんが、そういう形でしてもらって、種子代の問題もあります。そういうことを、町が今花いっぱい運動、いろいろな形で活動されています。それを一つの分として、花いっぱいの中のひとつとして考えることができないでしょうか。また、観光事業的なものとして、そういうことで一

部的にも補助ができないものでしょうかと。そういうことの考えを、そしてまた久山町では蜂蜜の関係もございます。そういう方にご協力をお願いしまして、種子代の一部をお願いできるかとか、いろいろなことの試みで、部分的に実験的なものでしてもらって、それを全体的に増やしていくという形、何らかの形で、久山町の田園風景のある町ということで、それがうたい文句できとる分が、いつの間にか資材置場になったり、山の裾野の田んぼはぼうぼう、草ぼうぼうとかという形では、久山らしさがいよいよなくなってくるんじゃないかならうかと思うとですよ。そういうことで、少しでもそういう花いっぱい運動とか、いろいろなもので、そしてまたそれにいろいろなことで農家の人に、高齢者でもありましようから、携わってもらえることができるかとか、そういう試みを考えられることはできないでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今ご提案いただいたような内容は、農業だけじゃなく、複合的に考えていくということをやらなきゃいけないと。そういう形で間接的な支援といいますか、そういう政策というのは考えたいと思います。

もう一つは、今若い農業後継者の育成ということで、今年からそういう座談会を始めました。その中でも、そういう提案があれば、積極的に支援できるものはやっていくというのは検討したいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで、一番にタイムリーに何らかの形で、山の裾野の田園風景を守っていく方向を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時35分、10時35分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番本田光議員、発言を許可します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 改めまして、おはようございます。

私は、久山町上久原土地区画整理事業について、それから2番目にごみ問題と久山町指定ごみ袋料金の引き下げについて、それから3番目に子ども医療費助成「高校卒業まで」の助成をとということで、順番に質問させていただきます。

まず最初に、久山町上久原土地区画整理事業について質問いたします。

施行者は、久山町上久原土地区画整理組合であります。町も1組合員であります。施工期間は、2022年度（令和5年）3月31日まで、あと3カ月余と期限が迫っております。先の9月議会一般質問でも述べましたけれども、同組合はすでに換地登記を福岡県に2018年（平成30年）4月6日付で報告されており、清算金の支払いも終了されております。事業工程から見ますと、あとは県に対して事業完了届を出す段階となるが、同事業の委託を受けたコンサルタント会社のS氏、すでに同社を退職されておりますけれども、不祥事の3,700万円は、同コンサルタント会社が負担したと聞いております。

しかし、今現在工事未施工箇所数が、一時は四十数カ所あったというふうに聞いておりましたけれども、今では数十カ所あるというふうに聞いております。その責任と全ての費用負担は、未施工の原因を発生させた側が負担すべきであるというふうに質問をしたことがありますけれども、私は今現在もそう思っております。これに対して、質問した関係に対して町長は、まず未施工の原因を確定、誰が責任者なのか、誰に問題があるのか、優先的に取り組む事項であるというふうに答弁されました。

そこで、質問の①ですが、その後どうなったのか。また、これまで久山町上久原土地区画整理組合が福岡県へ提出された報告書、あるいはまた資料等々は久山町を経由して提出されたのかどうか、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 上久原土地区画整理事業について、①番と②番の関係について、事実ベースは都市整備課長の方からお話しさせていただきたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

まず、その後どうなったかというご質問に対してですが、その後の進展は、現在のところありません。

また、県への提出文書についてですが、組合から提出された公文書については、町が進達書をつけて提出している状況です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町を経由して資料等あたりが提出されたというのは、そのとおりであ

ります。しかし一方、町の組合から資料を預かって、また県へ出すと、町が受け取ってですね。こういう場合に、事前のチェック関係等あたりはできなかつたのかどうかというふうにお尋ねしたいんですが。そこはどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 換地計画とか、それぞれの公文書については、町の方で見えておりますけれども、今回の問題となっている換地の工事関係の書類については、町を経由して出た資料ではございませんので、チェックをしていないという状況だと思います。以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長にお尋ねしますが、なぜ未施工箇所がこんなに発生したというふうに思いますか。もちろん、これは町を経由して県に出すと。後ほどの質問とも関連していますけれども、許認可は県がしとるわけですね。そうした関係を含めて、なぜこういうのが発生したのだろうか。三十数年経過しておりますけれども、最初の計画段階で、計画の中に未施工が出るような考えはなかったのじゃないかと、当初は。なぜこういうことになったのだろうか、その点のあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、私が以前からお話をさせていただいているように、小早川町長の時代から始まり、久芳町長の時代に補助事業の完了も終えたと。換地も登記完了もしましたというふうになっております。当然、その間に書類上はそういうところで、県の方も受け付けて終わっているというのが現実だと思います。なぜそういうことが起こったかという問題につきましては、その後そういう問題が起こってきましてということになりますので、それを、じゃあなぜ起こったかというのを、今どういう状況なのかというのを組合の方をお願いをしているという状況ですので、なぜそれが起こったかということは、まず今の段階ではそういうことを確認しない限り、回答はできないと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） そうしたことで、前回もこの場から質問させていただきましたけれども、こうした原因が確定、原因が分からないと。それから、誰が責任者なのか、誰に問題があるかと、優先的に取り組む問題であるというふうに町長は答弁されておりますけれども、そうした誰に責任があるかと、これを問う場合に、果たしてこれを検証されたかどうか。僕は、3者間で検証すべきじゃないかというふうに言うたわけですね。3者間といいますと、当然町、それと組合、それと同時にコンサル会社、そうした関係はこの間検証さ

れたのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 検証をするということはやっておりません。まず、令和2年6月の久芳町長の答弁でもありますが、まずは組合の方で原因なり等をしっかり検証していただき、それらに対しては組合にはしっかり言っていますという議事録も当然あります。それに基づいて、私もその組合事業というので、まずなぜそれが、原因等起こったかというのを確認をしてくださいという方向でお話ししていますので、当然その件については進んでいます。ただ、私としても、町としてこの事業を完了していくためにはどうしたらいいかということを考えていくことが大事だと思います。そのためには、原因が分からなければやれないというのは以前から言っているところですので、その点から考えますと、現在そういう本田議員のご質問にあるような状況にはまだ至っていないというのが現状です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 実際、歴代町長からすると、西村町長はまだ、失礼な言い方かもしれませんが、年数が浅いというかですね。そういう点では、前者のずっと携わってこられた町長、あるいはまた、あくまでもこれは組合施工ですから、組合が中心になって責任を負うというのが本来あるべき姿というふうに思います。しかし、一方で組合ではどうしてもやれないと。これまでも質問してきましたけれども、前町長、久芳町長に質問してきましたけれども、町は17億円だったですか、骨格を組むときに4億数千万円、合計すると5億円近く出しとるわけですね。そうした、あるいはまた下水道、上水道、それからアスファルト裏打ちとか、さまざまやってきたと。それから、換地関係も当然、久芳町長のときにどこと交換したかと言っても、付加価値が上がったというふうなことをおっしゃったんですが、そういうもろもろ町が一定は相当負担されとるという。だから、この原因が発生した、まだ未施工箇所の関係については、当然これは組合が負担すべきものじゃないかと、あるいはまたコンサル会社というふうに僕は考えています。そうした関係を、具体的に、じゃあどこに責任があるかと。

次の問題にも入りますけれども、久山町上久原土地区画整理事業について、福岡県から久山に対してどんな指導、アドバイスがあったのかという点で、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ②番につきましても、まず都市整備課長の方からご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 県より、指導やアドバイスという形で受けてはおりません。

県から、令和2年11月5日付2都第2421号、久山町上久原土地区画整理事業の事業進捗についての文書により、貴職におかれましては、これまでの経緯を踏まえ、事業の着実な進捗を図るため、組合へのより積極的な関与を含め、なお一層の支援を願いますという通知を受けたことについて、町として土地区画整理法第123条第1項に基づき、協力を行っていく旨を県に報告しておるところです。

その後、令和4年3月9日に、第13回事業計画変更認可申請を県に提出した際に、協力をお願いをされました。今年度も、指導やアドバイスを受けてはおりませんが、県都市計画課市街地係より、進捗状況を尋ねられ、現在組合では未施工箇所の精査を行っている旨の報告を口頭で行っているところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、課長が答弁されたように、当然土地区画整理法において、123条ですね。これには、「市町村長は個人施行者、組合又は区画整理会社に対し、それぞれその施行をする土地区画整理事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言をはかることができる」というふうに述べております。実際、この場から前町長にも、県知事へ、あるいはまた町長、勧告してみませんかという質問をしたときがあったんですが、そこまでしませんというふうな答弁を当時されたわけですね。しかし、許認可をしとる県に、当然責任は県に大きくあるというふうに僕は思います、指導監督の責任ですね。それと同時に、この行政のトップにも勧告できるんじゃないかと、県知事をはじめですね。というふうに思いますけれども、そうしたことが一方じゃあ、ここで何を僕が言いたいかというと、県に対して、あと3カ月余しかない中で、指導監督を強めてほしいという要請はできないのですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そういうことは、こちらから県の方に依頼して、指導監督を強めていただけますかということはないと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） だけど町長、議会でそういう意見が、発言もあったというぐらいは言うてしかるべきじゃなかろうかと。許認可の権限と、それと組合施行ですから、組合が施行しとるわけですね。そうした中に、じゃあ誰が指導監督するかという観点から見た場

合、だから議会でもそういう強い要求があったというぐらいは、県の方に伝えていいんじゃないですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議会の議員さんからそういうお話もいただいておりますという話は、その機会があれば、そういうことは報告はしていいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） これは、あと日がなかなかないんですよ。あと数カ月、来年の3月31日にはまた延長するのか、それとも延伸という言葉を使うんですかね、そういうふうになるのか。まだ未施工箇所が十分、誰の責任になるのか、なぜそういう問題が起きたかという観点から見て、非常に複雑な内容で分かりにくいという。だから、そこらあたりを明確にするには、指導監督責任を持つとる、許認可しとる県、そこが十分責任を果たすというのが必要じゃないかということで、質問いたしました。それで、ぜひ町長、そういう勇気を奮って県の方にも意見具申してもらいたいと思いますが、再度お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そういう議会の議員さんの、本田議員から、そういう一般質問の中で上がりましたという報告はさせていただきますが、何よりもこの区画整理事業を完了するために、何が一番いいのかという手法を選ぶのが私の責任だと思っていますから、それを判断した上で、今後の対応というのは考えたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） かつてからこの区画整理事業問題を質問するときに、ここが完成すると、固定資産税、あるいはまた町民税等々あたりが入って来たり、今特に小さいお子さんたちが増えてきたということもあるわけですね。町の発展にもつながるという点で、ここはぜひそういう成功させるために、どういう手段を取っていくかというのが大切じゃなからうかというふうに思いますし、ぜひあまり間髪を入れずに対応していただきたいと思いますが、その考えはいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いずれにしろ、区画整理組合の方から今後どういうふうにしていくかというのを当然検討されると思います。その面も含めて県とは、どういう判断をしていくか、今後の方針というのは、またその際に話があると思いますので、そこで考えていきたいと思いますが、いかに手段、こういう勧告だけして、こういうふうやっていったとし

ても、何が原因でどうなったかというのがなければ、私は解決策が見つからないと思っています。ですから、当然そちらの方を今後も組合とは話をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ここで何度も同じことを繰り返すようですけども、未施工が発生した側に責任が大きくある。そういう費用負担も含めて、発生させた側の責任だということをはっきりさせて、対応していくというのが必要ではないかと思いますし、町長、その点はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際、原因が分からなければ、その件について回答というのはできないんですが、基本的に本田議員さんが言われるように、土地区画整理法に基づき事業を行っているというのは、通常そういうふうになっていくというのは当然だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ来年3月31日までというふうになっておりますけれども、僕は県の指導監督が本当に薄いなど。先ほど大嶋課長の方からも、あまり県からの指導、アドバイスはあっていないというふうに答弁されましたけども、そこらあたりも許認可した権限が大きくあると僕は思いますし、ぜひ町長、そういう前向きな方向で頑張ってくださいと思いますし、次に入ります。

次は、ごみ問題と久山町指定ごみ袋の料金の引き下げについて質問をいたします。

久山町は、ごみ処理事務を福岡市に委託しております。収集、運搬、そして中間処理、これは焼却、最終処分場となります。この三つの業務には一貫性が求められており、まとまった事業にならない限り、良質な事業にはならないと考えます。

一方、事業系のごみ処理問題も、環境保全や自然環境等の視点で取り組むことが最も重要だと思います。本年6月議会で、町一般会計補正予算に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の一つに、町指定可燃ごみ袋（大）4501枚105円を3,651世帯へ1セット20枚、レターパックで配布されました。多くの町民に大変喜ばれておりました。よく町内を回ると、僕にごみ袋をありがとうとか、あるいはまたよく頑張ったねとおっしゃるけれども、いや、それは違いますよと。これは、町が率先してやった事業ですよというふうに返しました。そうしたことは、今物価高騰で暮らしが大変なときだからこそ、町民に対してそうした事業を特定されて、ごみ袋と、それから両小学校の学校給食、そして中学校の給食、2学期に限って無償化するという方向が打ち出されました。こうい

う特化された関係も含めて、僕は評価したいと思います。

そうした物価高騰で暮らしが大変なときだからこそ、町民に対して継続性のあるごみ袋料金の引き下げを実施されてはどうか、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 回答的には、以前ご質問いただいた内容とは変わりませんが、まず今回のごみ袋につきましては、そういうふうに住民の皆さんから好評をいただいたということはあるありがたいことだと思えますし、今現在このコロナ禍の中、景気が低迷している段階で、何を住民の皆さんに、一時的でもいいから支援していくかという考えは、本田議員さんの言われるとおりだと思います。

このごみ袋が一つの選択肢ではないかというご提案だと思いますが、まず令和3年度の決算的な内容からいきますと、ごみ袋の収入から実際の処分費を引くと、3,900万円程度年々支出が増えているという現状もあります。継続性が高いものということ考えたときに、そういうものについては先まで見据えて、なかなか金額を落としていくというのは難しいのかなというのは、今現在私も思っています。

ただ、一方でごみ袋の話もありましたが、今やれる、実質的にですね、目の前の一時的にやれるものについては、積極的に今はやるべきじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ごみ袋の関係から見ますと、この可燃物ごみ袋（大）が4501枚105円、10で2.3円ですよね。福岡市から引っ越してこられた方が45円ですから、当然1円。これでも高いと、福岡市から引っ越してこられた方がですね。こうした関係を見る場合、久山に過ごしやすいような、そういう物価高騰で暮らしがいつ改善されていくかという大変な世の中になってきたなというふうに思いますし、ぜひそこらは10円でも20円でも引き下げをするぐらいの気持ちを持って対処されてはどうでしょうかというふうに、町長に再度お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そのごみ袋の料金というのが、じゃあ引き下げるか引き下げないかということに対して、実際に町民サービスにとってごみ袋だけでなく、それは効果的に、もしくは予算的にできるものというのは、引き続き考えていかなきゃいけないというのが原則だと思います。ただ、ごみ袋については、ごみの料金というのは支出も上がってきて、町全体ではコストが相当かかっているというふうになってきたときに、じゃあこの支出の分を補うのはどうしていいのかとか、そうしたことも見据えた上で検討しなきゃい

けない課題だと思しますので、そういうふうなことを含めた上で、ご理解いただいたらいいかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 収集、運搬とか、さまざま費用がかかるとおっしゃるけれども、本来税で負担すべきことだというふうに考えます、こうしたごみ袋関係を見たらですね。ですから、そうした関係がなかなか、ちょうど僕は小早川町長時代に原価計算書をごみ袋と、それからし尿収集関係を、確か情報公開開示でもらったのかどうか、記憶が定かではありませんけれども、ここに現在あります、当時のですね。それを見た場合、原価計算書に照らしてどうなのかと。確かに、今情報公開開示請求させてもらって、そのときに、そうした当時のものに類似したものはないというふうにおっしゃっておったのですが、開示請求した中身はですね。じゃあ、どういう計算方式でやられておるだろうというふうに見た場合、例えば広域的な組合関係が要求されたら、そのまま数値的に計算上成り立っているのかどうか、これも皆目分かりにくい。ですから、僕が何を言いたいかといいますと、そうした関係も含めて、日常生活に必要なこのごみ袋の、20枚セットでパックで無償提供されたというのは、ここに視点を置かれたというのは、重視されたのかなというふうに思いますし、ぜひ今後所管で検討されて、10円でも20円でも引き下げていくぞというぐらいの構えを、もう一度町長、はっきりしていただきたいなと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ごみ袋だけじゃなく、先ほど言いましたように、町にとって、住民の皆さんにとって一番そういうサービスとして、金額を抑えられる、コストを抑えられるというものはやっていくというのは私の姿勢でもありますから、当然、その中の検討材料の一つではあると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 僕は、ごみ袋の問題、こういうごみ問題とごみ袋の問題を質問しているわけですね。ですから、今町長は、いろんな角度から検討していくとおっしゃったけれども、そういうごみ袋の料金の引き下げ、他町並みというのはなかなか難しいように考えます。それで、10円でも20円でも引き下げていくぞというような気構え、これを町長ぜひ持っていただきたいなと、しつこいかもしれませんが、答弁をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 同じ質問ですから、これであれしていただきたいんですけど、実際こ

のごみ袋も含めて、町全体のコストというのは包括的に考えるというのが大事だということをお話は言っているつもりです。ですから、ごみ袋だけをやったからよかったという話になったときに、この赤字はどこかにしわ寄せが来ます。そのしわ寄せはどこで補っていくのか、じゃあここを補ったときに、じゃあ優先的にどこが一番住民にとって必要なのかというのを考えなきゃいけないので、そういう考え方を私はお話しをさせてもらったということになります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ごみ袋の關係に執着しましたけれども、町長、そのごみ袋の値下げについても一つの考えだと、包括的にという考えですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ごみ袋だけに特化したように取られるというのは困りますけど、全体的に見て、ごみ袋もそういうことの中の、住民の皆さんのサービスについて考える一つの材料であるというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひそういう視点で、町長、取り組んでもらいたいと思います。

次に入ります。

プラスチック資源循環促進法が昨年6月に成立し、今年4月施行となりました。今まで議会でも、このごみ問題、廃プラスチック問題について質問してきました。福岡市では、プラスチックのリサイクル推進に向けた課題を検証するため、令和4年5月23日からプラスチック製品モデル事業を実施、当初指定20品目のプラスチック製品を回収とされておりましたが、さらなる課題検証を進めるために、10月1日から回収品目を全てのプラスチック製品というふうに拡大されております。全てのプラスチック製品と言われても、もちろん出せないものはあります。例えば、御飯が入ったパック類とかですね。町長にも資料が届いとるんじゃないかというふうに思いますけれども、そうした出せないものと出せるもの、これを区分けして、だけど、全てのプラスチックと。

まず町長は今まで、今年の私の6月議会一般質問で、地球温暖化対策実行計画の策定の一つに、プラスチック製品の排出・回収・リサイクルについて町長に尋ねましたところ、福岡市がモデル事業をやることになっているので、福岡市と協議していきたいというふうに答弁されました。その後どうなっているのか、お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 福岡市とは、情報の交換は引き続きやっています。この事業というのが、モデル事業の実施期間が令和5年3月31日までとなっています。そのため、福岡市としても、具体的にプラスチックのリサイクルに対する課題や在り方について今後検証していくということになっていますので、引き続き情報交換をやりながら、その方向を見極めたいと思っています。あくまで事業期間は3月31日までになっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かに事業期間は3月31日までですよ。けど、福岡市が全てのプラスチックというふうに、20品目から変更されてきたと。じゃあ、久山でできることとできないことがあるというふうには思います。そうした関係を含めて、実際対応していく必要があるんじゃないかと。そのための福岡市との協議も、できること、できないことの対象も含めて、やる必要があるというふうに思います。

それと、本町の地球温暖化対策実行計画の策定の中での位置付け、それと現状はどういうふうになっていますか。町長、廃プラスチックの福岡市との協議の関係と、それと現状、久山町の。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 福岡市の関係、本町の今の計画の実施状況につきまして、町民生活課長の方から報告させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

当然、本町におきましても、地球温暖化対策実行計画といいますが、当然地球環境を配慮した形でのごみ処理という計画を作成しております。現状としましては、そちらの方につきましてもリサイクルできるもの、再利用等ができるもの、そういったものにつきましては積極的に、そういう形で循環型といいますが、そういう処理をしていくという形での位置付けを行っています。それを受けまして、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、プラスチック資源循環の促進等に関する法律が4月に施行されたということもございますので、現在の計画につきましては施行前の計画でございますので、見直し等の際、今後検討していく際にはそちらの法律の趣旨といいますが、方針等を踏まえた上で、再度計画の方に入れていくということでございます。

また、福岡市さんとの協議につきましても、福岡市さんもこちらの法律に基づいてモデル事業を実施されているという状況でございますので、そちらと連携を取らせていただきまして、情報等もできるだけ共有させていただきまして、そういった意味で本町のそうい

う計画の方にも今後反映していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今議会には、進展状況はなかなか報告は難しいんじゃないかと思えますけれども、次の定例議会の3月議会ぐらいには、大方の方向性、それは示す必要があるんじゃないかというふうに考えます。同時に、そうした、今特に2030年、2050年を想定した、久山町というのはこれだけ自然豊かな町というふうに言われていますし、ぜひ先端を切るような対応を考えていただきたいと思いますが、町長、ぜひそういう考えの下で進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そういうご指摘のように、まず3月の状況というのは報告をさせていただきたいと思えますし、ある程度環境という問題はこれから先キーワードになってきます。特に、脱炭素社会を迎える上でも大事なポイントになると思えますので、その辺の久山町としてどういう方向性を示していくかというのは出していきたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） じゃあ、次に入ります。

子ども医療費助成「高校卒業まで」の助成を、という点は、再三議会の場からも質問させていただきました。子ども医療費助成の高校卒業までの通院時の助成は、2021年4月現在、全国で1,741市区町村の半数近い817に広がっております。

一方、福岡県の子ども医療費の助成制度は、2021年度から中学3年生まで入院・通院とも対象を拡大。全60市町村の中学3年生までの医療費助成もそろったということになります。しかし、一部自己負担もありますけれども、古賀市は入院費を高校卒業まで、一部自己負担ありですけれども、この助成を2016年10月1日から実施されています。糟屋地区7町は、医療費助成対象者を中学3年生まで入院・通院、これは一部自己負担がありますけれども、無料となっております。しかし、自治体によって助成内容に違いがあり、どこに住んでいても等しく医療が受けられるように、本来は国の制度創設が必要だというふうに考えます。

今、若者の子育てと定住促進にもつながり、住民の命と健康を守る立場から糟屋地区市町長協議会、あるいはまた郡町長会、一般社団法人粕屋医師会等々で協議していただいて、子ども医療費は中学卒業までを完全無料化するとか、またできればこの糟屋地区1市7町で自治体が統一して高校卒業まで対象年齢を拡大していただきたいと思えますけれども

も、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） このご質問は、何度か議会においてご回答させていただいたと思います。一番の問題は、中学卒業まで完全無料化にしていく、そうした場合となると、医療費がどんどん上がっていく。それで町の負担が大きくなっていくということが各自治体の大きな問題であります。その面も含めた上で最適な状況というのは、今糟屋地区では今の状況になっていると思います。ですから、これにつきましては逆に、各地域それぞれが足並みをそろえていくという方が私は大事だと思いますので、当然こういう話の議論は町長会でもまた、ご質問があった内容については私の方からも問いかけたいと思いますし、もしかしたらほかの自治体からそういうことについての協議があるかもしれません。その際は、そういうことについてはまた話し合いが行われると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） これは、各自治体が競争するんじゃなくて、1市7町が歩調、足並みをそろえるという形がいいんじゃないかと。本来だったら、先ほども言いましたように、国がする制度だと僕は思いますけれども、ぜひ1市7町、場合によれば7町の郡町長会等々で協議していただきたいと思いますが、町長も僕の考えと大体そこは似ているんじゃないかと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そのように町長会の方でも、こういう話がありましたということを再度お話ししますし、ほかの町長さんたちにも同じ問題というのは常に考えてあると思いますので、その辺についてはまた情報共有、そして交換をやりたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ前向きな方向で、町長会、あるいはまた郡町長会、そして粕屋医師会等々とも協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 事件の訂正の件

○議長（只松秀喜君） 日程第2、事件の訂正の件を議題とします。

12月5日に町長から議案として提出された、議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についておよび議案第58号町道路線の変更に

ついて訂正したいという旨の申し出がありました。

ここで訂正について説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、大変貴重な時間をいただいて本当に申し訳ございません。

それでは、事件の訂正についてご説明をいたします。

事件訂正請求書、件名、議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についておよび件名、議案第58号町道路線の変更について。12月5日提出した上記の事件を別紙のとおり訂正したいので、久山町議会会議規則第20条の規定により請求します。

訂正等の詳細につきましては、担当課長からそれぞれご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議員の皆さまにおかれましては、大変ご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

議案書を調製する際の確認不足により訂正をお願いすることとなりましたことをおわび申し上げます。今後は、このような訂正が発生しないよう、議案書の作成を行ってまいり所存でございます。

それでは、訂正をお願いする内容につきまして説明させていただきます。

事件の訂正請求書、2枚目をご覧ください。議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。本議案表題部、久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてについて、と「について」を繰り返し使用しておりますので、語尾の「について」の削除をお願いするものでございます。

議案第57号の訂正については以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 議員の皆さまには大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

私の確認不足により、事件の訂正をお願いすることとなりましたことをおわび申し上げます。今後はこのような訂正がないよう気をつけていく所存でございます。

それでは、お願いする内容について説明させていただきます。事件の訂正請求書、3枚目をご覧ください。議案第58号町道路線の変更についてでございます。本議案の変更する路線の新旧対照表のうち、変更後の路線の終点、久原字片見鳥3050番先とあるのを、久原

字木寄3050番先に訂正をお願いするものでございます。

以上、事件の訂正について許可いただきますようお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） お諮りします。

ただ今議題となっております、議案第57号久山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についておよび議案第58号町道路線の変更についての訂正の件を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、事件の訂正の件を許可することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時15分